

特 定 建 設 作 業 工 程 表

作業期間

年 月 日 ~

年 月 日

規制対象		種類の番号		年 月 日		年 月		年 月		年 月		年 月		年 月		年 月			
				建設作業		10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20		
騒音規制法	騒音	①	①	1	くい打機、くい抜機を使用する作業														
		②	②	2	びょう打機を使用する作業														
		③	③	3	さく岩機を使用する作業														
		④	④	4	空気圧縮機を使用する作業														
		⑤	⑤	5	コンクリートプラント等を設けて行う作業														
		⑥	⑥	6	バックホーを使用する作業 <u>注1</u>														
		⑦	⑦	7	トラクターショベルを使用する作業 <u>注2</u>														
		⑧	⑧	8	ブルドーザーを使用する作業 <u>注3</u>														
		⑥	⑥	9	構造物を動力、鉄球等で解体破壊する作業														
		⑦	⑦	10	コンクリートミキサー車等を使用する作業														
		⑧	⑧	11	コンクリートカッターを使用する作業														
		⑨	⑨	12	バックホー、トラクターショベル、ブルドーザー、パワーショベル、スクレイパーを使用またはこれらに類する機械 (<u>注4</u>) を用いる作業														
		⑩	⑩	13	ロードローラー、てん圧機等を使用する作業														
振動	振動規制法	①	①	1	くい打機、くい抜機を使用する作業														
		②	②	2	鋼球を使用して構造物等を破壊する作業														
		③	③	3	舗装版破碎機を使用する作業														
		④	④	4	ブレーカーを使用する作業														

備考
 1 「法」と「条例」の両方に該当する場合は「法」による届出をしてください。
 2 作業所が工業専用地域の場合は「条例」による届出をしてください。
 3 添付書類として作業場付近の見取図が必要です。

注1 バックホー（原動機の定格出力80kw以上のものに限る）
注2 トラクターショベル（原動機の定格出力70kw以上のものに限る）
注3 ブルドーザー（原動機の定格出力40kw以上のものに限る）
注4 最高出力74.6kW以上のディーゼルエンジンを使用するものに限る

※日曜日その他の休日は作業禁止
 騒音・振動の防止方法

- 1 工事の目的・内容等、付近住民に説明し、理解、協力を得るようにする。
- 2 振動の影響のおそれがある場合は、事前に周辺家屋の調査を行い、被害発生時には迅速に対応する。
- 3 整備点検を十分に行う。
- 4 能率良く行い、時間の短縮に努める。
- 5 不必要な高速運転やむだな空ぶかしは避け、使用しない間は、エンジンを切る。
- 6 運搬道路は、民家や歩行者が多い所を出来る限り避ける。
- 7 待機場所は、付近に影響が少ないよう十分配慮して選ぶ。